

# 温室効果ガスの排出量削減への取り組み

雫石町

## 1 はじめに

町では、町の一事業者として自らの事務・事業により排出される温室効果ガスを率先して削減し、地域環境の保全、地球環境の保全に寄与するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成13年3月に『雫石町地球温暖化対策実行計画』を策定しました。

『雫石町地球温暖化対策実行計画（第 期計画）』は、平成13年度から平成17年度までの5カ年を計画期間と定め、その間の温室効果ガスの排出量を削減しようとする計画です。

計画の実効をあらわしめるため数値目標は、温室効果ガスの総排出量及び電気使用料などの個別項目毎の排出量を定めており、平成11年度を基準年度とし達成年度を平成17年度としています。

総排出量の目標値は、平成11年度の発生量より4.0%以上の削減であり、個別項目毎の目標値は、電気使用料、暖房用燃料の使用料、自動車燃料の使用料の3項目で5.0%以上の削減、ごみ・廃プラスチックの焼却量では3.0%以上の削減と定めています。

## 2 計画の効果

### (1) 地域における環境負荷の低減

雫石町内において町役場は、職員数や事業量などから見て、最も規模が大きな事業主体と考えられます。このため、役場の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、雫石町内で発生する温室効果ガスの実質的な排出抑制につながります。

### (2) 事務経費の削減

紙、電気、水の使用量や廃棄物の発生量などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。

### (3) 職員の啓発

この計画を実施することで、職員個々が地球温暖化について知識を深め、より環境を考えた行動ができるようになります。

### (4) クリーン調達の推進

本計画では、低公害車・低燃費車の導入や再生紙の利用促進など、温室効果ガス排出抑制のための目標を掲げています。すべての都道府県や市町村が、具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスに計画的に切り替えていくことで、大きなマーケットを創り出すことにつながります。

## 3 具体的取り組み

### (1) 省資源・資源の有効利用

#### 用紙類等資源の使用量削減

・用紙類の購入あるいは使用時等には、購入・使用記録簿に記載するなどにより、使用量を把握し、管理している。

・コピーや印刷物の作成に当たっては、両面印刷・両面コピーを励行している。

・ミスコピーの用紙の裏面は、プリンターの出力用紙、メモ用紙として活用し、また使用済み封筒は、庁内連絡用、課内回覧用などとして活用し、紙製品の再使用の徹底を図っている。

#### 環境配慮型製品の購入推進（グリーン購入）

・グリーン購入などのためのガイドライン等の検討をしている。

・コピー用紙、OA用紙、帳票類等の用紙類及びパンフレット、リーフレット等の印刷物は、原則として古紙配合率70%以上の再生紙を購入・使用し、白色度は70%以下を目標としてなるべく低いものを購入している。

・文房具及び事務用品等の購入の際には、再生材の使用、焼却時の害の少ない素材の使用製品、詰替え等で長時間使用可能な製品等環境配慮型製品を優先している。

#### 節水の推進

・月ごとに水道の使用量を記録簿に記入し、使用量の把握・管理を行っている。

・水道水圧を調整し、節水を推進している。

・備品の購入・更新に当たっては、節水型の物を選択するように努めている。

### (2) 省エネルギー及びエネルギーの有効利用

#### 電気、ガスの使用量の適正管理

- ・月毎に電気、ガスの使用量を記録簿に記入し、使用量の把握・管理を行っている。  
省エネルギー型のO A機器や電気製品の導入推進
- ・パソコン、F A X、コピー機等のO A機器の新規導入・更新に当たっては、エネルギースターロゴが貼付された機器など、省エネ型の製品を選択している。

#### O A機器や電気製品の適正管理

- ・O A機器や電気製品の不使用時には、こまめに電源を切り、特に待機時にはスイッチ・オフを図り、電力消費の削減を図っている。

#### 照明の適正管理

- ・照明器具を逐次、省電力タイプのものに更新するように努めている。
- ・不必要な照明の消灯を励行している。
- ・昼休みには窓口などを除き、支障のない範囲で一斉消灯している。
- ・トイレなど使用時以外はこまめに消灯している。
- ・屋外照明等は、安全の確保に支障がない範囲で消灯するなどライトダウンに努めている。

#### 空調の適正管理

- ・本庁舎の冷暖房時には、事務室内の適温化を図り、省エネルギー化に努めている。
- ・庁舎以外の町の施設についても、省エネルギー化に努めている。
- ・夏季には、ブラインド等の射光とともに冬季には自然光を積極的に取り入れている。

#### エレベーター等設置・機器の適正管理

- ・職員は、できるだけ階段を利用し、安易にエレベーターを利用しないように努めている。
- ・エレベーターは、主に来庁者が利用することとし、電力消費の削減に努めている。
- ・設置する自動販売機は、エネルギー消費のより少ないものとし、飲料用の自動販売機の場合には、その容器が確実にリサイクルされるよう配慮している。

### (3) 廃棄物の発生抑制・リサイクル

#### 廃棄物の発生抑制

- ・備品類、機器類のほか事務用品等についても、むやみに更新することなく、故障や不具合が生じた場合にも修理・補修し、長期間・繰り返し使用を励行している。
- ・ボールペンや洗剤など詰め替え使用可能な製品を優先的に選択し、使い捨て容器の製品の購入はできるだけ避けている。
- ・購入する製品や商品の包装はできるだけ少なくし、やむを得ない場合でも簡易な包装でリサイクル可能な包装物の商品を購入している。

#### リサイクルの推進

- ・個人用のごみ箱の使用は必要最小限とし、ごみにする前に分別を行い、庁内リサイクルを徹底している。
- ・廃棄時や使用中止時に、リサイクル可能な製品を優先的に購入している。

### (4) 環境汚染の防止

#### 汚染物質の排出抑制

- ・製品の使用や廃棄の段階において、環境汚染を引き起こすことの少ない製品を購入している。特に燃焼によるダイオキシン類が生成される可能性が高い塩化ビニル系素材の購入は極力避け、代替品を利用している。その他塩素を含む有機化合物製品についても同様としている。

#### 庁有車の適正管理

- ・庁有車の導入に当たっては、低公害車を優先的に選択している。
- ・町有車の運行に当たっては、月毎に走行距離を記録簿に記入し、使用状況の把握・管理を行っている。
- ・庁有車の導入に当たっては、車両整備を適切に実施し、アイドリングストップや急発進、急加速、急ブレーキの回避等を励行するなど、環境への負荷の少ない運転に努めている。

### (5) 町有建築物の建築等

#### 環境負荷の軽減

- ・建築物の建設等には、可能な限り廃棄物の減量化に努めるとともに、建設副産物の再利用・リサイクルに努めている。

- ・工事用車両や建設機械等の排ガスによる大気汚染を防止するため、低公害型のものの使用に努めている。
- ・計画・設計段階において、省資源・省エネルギーに配慮するなど、できる限り環境負荷の軽減を図るよう努めている。
  - 省資源・省エネルギーの推進
    - ・化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減少させるため、環境への負荷の少ないクリーンな太陽エネルギー等の活用を図っている。
    - ・照明は、施設等の電力消費の大きな割合を占めるので、省エネルギー効果が大きい高効率の器具、システムを積極的に導入している。また、電気設備の設計や維持管理を工夫し、効率的な運用に努めている。
    - ・空調設備については、施設の種類や使い方など特性に応じた適切な高効率設備を積極的に導入している。
    - ・施設の建設等には、建築廃棄物の低減にもつなげる長期的な使用が可能な高耐用性構造・工法を採用している。
  - 資源の有効活用
    - ・建築物の建設等には、感知式洗浄弁、自動水栓、節水こま等節水型の器具・機器の設置や雨水を有効利用するための雨水貯留槽の設置などにより、水道使用量を削減している。また、雨水の地下浸透を促し、地下水のかん養に努めている。
    - ・一定規模以上の施設の建設には、雑用水利用システムの導入を検討している。
    - ・資源の有効利用を図り、また廃棄物の削減につなげるため、廃棄物から再生された部材の積極的な利用に努めている。
  - 地球環境の保全
    - ・消火設備の新設に当たっては、人命の安全及び機器等への保全等のため不可欠な場所を除き、ハロン類消火設備の使用は避けている。
    - ・空調設備の新設・更新に際しては、代替フロンの利用を抑制し、技術開発動向を踏まえ、地球環境への負荷の小さい冷媒のものを使用している。
    - ・熱帯林を守るため、反復利用の可能な代替型枠をできるだけ利用している。
  - 緑化の推進
    - ・景観に安らぎを与え、建築物の省エネルギー・大気中の二酸化炭素の吸収などに効果のある敷地内の緑化を積極的に推進している。
    - ・断熱性能の向上に寄与できる屋上・壁面・ベランダなどの緑化や、視覚疲労を緩和させる室内緑化を推進している。
    - ・緑地や植え込み等の管理に当たっては、農薬や化学肥料などの使用量の削減や落ち葉の堆肥化による再生利用を図るなど適切な維持管理に努めている。

#### 4 推進体制

